

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例

昭和52年2月1日

条例第13号

- 改正 昭和53年1月12日条例第1号
昭和53年12月18日条例第2号
昭和54年12月26日条例第3号
昭和55年12月20日条例第1号
昭和56年12月23日条例第6号
昭和58年1月12日条例第1号
昭和58年12月10日条例第2号
昭和59年12月27日条例第3号
昭和60年12月25日条例第6号
昭和61年12月22日条例第6号
昭和62年12月25日条例第2号
昭和63年12月20日条例第2号
平成元年3月22日条例第4号
平成元年12月21日条例第5号
平成2年12月15日条例第1号
平成3年12月25日条例第5号
平成4年12月25日条例第3号
平成5年12月28日条例第2号
平成6年12月20日条例第3号
平成7年12月26日条例第4号
平成8年12月24日条例第1号
平成9年3月21日条例第1号
平成9年12月22日条例第5号
平成10年12月22日条例第2号
平成11年12月22日条例第3号
平成12年12月25日条例第2号
平成13年12月21日条例第1号
平成14年12月20日条例第3号
平成15年12月1日条例第1号
平成16年3月3日条例第1号
平成17年3月31日条例第2号
平成17年12月1日条例第4号
平成18年2月28日条例第2号
平成18年9月29日条例第3号
平成19年3月23日条例第2号
平成19年12月4日条例第3号
平成21年3月18日条例第2号
平成21年5月28日条例第3号
平成21年12月9日条例第5号

平成22年6月29日条例第2号
平成22年11月30日条例第3号
平成23年3月14日条例第1号
平成23年12月6日条例第2号
平成24年3月1日条例第1号
平成24年11月29日条例第2号
平成26年3月17日条例第4号
平成26年9月29日条例第7号
平成26年11月28日条例第9号
平成27年3月27日条例第1号
平成28年3月9日条例第1号
平成29年3月2日条例第1号
平成30年3月5日条例第1号
平成30年12月7日条例第2号
令和元年6月21日条例第2号
令和元年12月5日条例第4号
令和2年11月20日条例第2号
令和3年11月30日条例第1号
令和4年11月30日条例第5号
令和4年12月7日条例第6号
令和5年11月30日条例第5号
令和6年11月29日条例第2号
令和7年3月11日条例第1号
令和7年3月11日条例第3号
令和7年12月1日条例第7号
(一部未施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の口座振替)

第1条の2 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第1条の3 職員に給与を支給する際、その給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 神奈川県市町村職員共済組合の共済貯金及び貸付償還金並びに公立学校共済組合の貸付償還金
- (2) 職員が定期に支払う生命保険等の団体保険料
- (3) 職員の福利厚生のための同好会等の会費

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表(一) (別表第1)

(2) 行政職給料表(二) (別表第2)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表(別表第3)に定めるところによる。

(初任給及び昇給の基準等)

第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員(55歳を超える職員(規則で定める職員のうち、56歳以上の年齢で規則で定める年齢以上である職員を除く。第6項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 前項の規則で定める職員のうち、56歳以上の年齢で規則で定める年齢以上である職員に関する同項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する級に応じた額に、湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

(平成6年湯河原町真鶴町衛生組合条例第2号)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、前条の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務職員等の受ける給料月額に湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第4条の3 育児休業法第18条第1項又は湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年湯河原町真鶴町衛生組合条例第7号)第4条の規定により、採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第4条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給方法等)

第5条 給料の計算期間は月の初日から末日までとし、その支給日は任命権者が定める。

- 2 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって算出する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
 - (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 心身に著しい障害がある者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第7条 削除

（地域手当）

第7条の2 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第7条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）
 - (2) 第7条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を越える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
 - 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（通勤手当）

第7条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 前項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員とは、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員であって、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものをいう。
- 3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、運賃、料金、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）。
 - (2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第7条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
 - ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
13,500円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
16,600円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
19,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
22,800円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
25,900円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
29,100円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
32,300円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
35,500円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 第1項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

4 公所を異にする異動又は在勤する公所の移転に伴い、所在する地域を異にする公所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間の

うち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 9 職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたり通勤しない場合は、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給しない。
- 10 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（単身赴任手当）

第7条の5 公所を異にする異動又は在勤する公所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公所の移転の直前の住居から当該異動又は公所の移転の直後に在勤する公所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（在宅勤務等手当）

第7条の6 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（特殊勤務手当）

第8条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) ごみの処理作業に従事する職員の特殊勤務手当

(2) 技術職務に従事する職員の特殊勤務手当

3 ごみの処理作業に従事する職員の特殊勤務手当は、ごみの処理作業に従事したときに支給し、その額は、日額500円とする。ただし、7月1日から8月31日までの間にごみの処理作業に従事したときに支給する特殊勤務手当は、日額800円とする。

4 技術職務に従事する職員の特殊勤務手当は、機械の操作及び現場監督等の職務に従事したときに支給し、その額は、勤務1月につき当該職員の給料月額額の100分の10に相当する金額の範囲内で組合長が定める。

(給与の減額)

第9条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第10条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時

間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間（以下この項において「代休時間」という。）を指定された場合において、当該代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から同項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第2項の規定による勤務にあつては100分の50から同項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第1項ただし書及び第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「同項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第11条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

- 2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は支給しない。

3 この条例において休日とは湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第9条に規定する日をいう。

(夜間勤務手当)

第11条の2 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した時間に対して勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第12条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を規則で定める1年間の勤務時間数で除して得た額とする。

(宿日直手当)

第13条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられその勤務に服した職員には、その勤務1回につき10,000円を超えない範囲内において、任命権者が別に定める基準により宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は第10条、第11条第2項及び第11条の2の勤務に含まれないものとする。

(管理職手当)

第14条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち任命権者が指定する職を占める職員には、その勤務の特殊性に基づき当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で管理職手当を支給する。

2 前項の規定により管理職手当を支給される職員には、第10条、第11条第2項、第11条の2及び前条第1項の規定は適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 前条第1項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(期末手当)

第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第15条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第15条の3においてこ

これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第17条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は規則で定める。

7 任命権者が必要と認める場合は、町長の承認を得て第2項の規定による期末手当の額を増額することができる。

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第15条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- （勤勉手当）

第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における

勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第15条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第16条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第15条の2中「前条第1項」とあるのは「第16条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第16条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項の規定により任命権者が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（扶養手当等の支給方法）

第16条の2 扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当は、月の初日から末日までを計算期間とし、扶養手当、地域手当及び管理職手当にあっては当月の分をその月の給料支給日に、その他の手当にあっては翌月の給料支給日に支給する。

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第16条の3 定年前再任用短時間勤務職員には、第6条の規定は適用しない。

2 任期付短時間勤務職員には、第6条及び第7条の3の規定は適用しない。

（休職者の給与）

第17条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、次に定めるところにより給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の全額を支給する。
 - (1) 職員の休職前の在職期間が5年以上の場合 休職期間が3年に達するまで
 - (2) 職員の休職前の在職期間が2年以上5年未満の場合 休職期間が2年6月に達するまで
 - (3) 職員の休職前の在職期間が2年未満の場合 休職期間が2年に達するまで
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第15条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により任命権者が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りでない。
- 6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第15条の2及び第15条の3の規定を準用する。この場合において、第15条の2中「前条第1項」とあるのは、「第17条第5項」と読み替えるものとする。

(給料の訂正)

第17条の2 職員の給料の決定に誤りがあり、組合長がこれを訂正しようとする場合において、その訂正（昇給期間の短縮を含む。）を将来に向つて行うことができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和52年2月1日から施行する。
(行革関連特例法による特例給付を受ける職員の扶養手当の特例)
- 2 昭和57年6月から昭和60年5月までの間、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和56年法律第93号）第11条第1項の規定による給付を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、同条第4項中「児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当の支給」とあるのは「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和56年法律第93号。以下「行革関連特例法」という。）第11条第1項の規定による給付（以下「特例給付」という。）」と、「当該児童手当に係る同法第4条第1項」とあるのは「当該特例給付に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項」と、「同法第6条第1項の規定による

当該児童手当」とあるのは「行革関連特例法第11条第2項において準用する児童手当法第6条第1項の規定による当該特例給付」と、「その数が当該児童手当」とあるのは「その数が当該特例給付」とする。

- 3 職員に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）附則第5条第2項に規定する育児休業給が支給される間、第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）附則第5条第2項に規定する育児休業給」とする。

（期末手当の額の特例）

- 4 平成6年3月1日に在職する職員のうち、平成5年12月に期末手当を支給され、かつ、同月1日以降引き続き在職する職員に係る平成6年3月に支給される期末手当の額については、第15条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による当該期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から、平成5年12月1日現在において当該職員が受けるべき給料の月額等の合計額（同条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に100分の10を乗じて得た額に、同日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合を乗じて得た額（当該額が期末手当額を超える場合にあっては、期末手当額）を差し引いた額とする。

（期末手当の額の特例）

- 5 平成7年3月1日に在職する職員のうち、平成6年12月に期末手当を支給され、かつ、同月1日以降引き続き在職する職員に係る平成7年3月に支給される期末手当の額については、第15条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による当該期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から、平成6年12月1日現在において当該職員が受けるべき給料の月額等の合計額（同条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に100分の10を乗じて得た額に、同日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合を乗じて得た額（当該額が期末手当額を超える場合にあっては、期末手当額）を差し引いた額とする。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

- 6 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、第15条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第16条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

（55歳を超える職員の給料月額の特例）

- 7 平成31年3月31日までの間、55歳を超える職員（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以下であるもの又は再任用職員であるもの及び行政職給料表（二）の適用を受ける職員を除く。以下この項において「特定職員」という。）に対する給料月額の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該特定職員の給料月額から、当該給料月額に100分の1.5を

乗じて得た額に相当する額（その額を当該給料月額から減じた額が当該特定職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該給料月額を当該特定職員の給料月額から減じた額）を減じて支給するものとする。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員に係る第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出並びに第15条第4項に規定する期末手当基礎額及び第16条第3項に規定する勤勉手当基礎額における給料の月額は、同項の規定により減額された後の給料を給料の月額とする。

（平成23年度及び平成24年度における期末手当の特例）

- 9 職員（行政職給料表（二）の適用を受ける職員を除く。次項において同じ。）に係る平成23年6月、同年12月、平成24年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は、第15条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額とする。

（平成23年度及び平成24年度における勤勉手当の特例）

- 10 職員に係る平成23年6月、同年12月、平成24年6月及び同年12月に支給する勤勉手当の額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額とする。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

- 11 当分の間、第15条第4項中「管理職手当の月額」とあるのは「管理職手当の月額（管理職手当にあつては、湯河原町真鶴町衛生組合職員の管理職手当に関する規則（平成21年湯河原町真鶴町衛生組合規則第1号）附則第2項による管理職手当額の特例の適用前の額）」と、第16条第2項第1号及び同条第3項中「管理職手当の月額」とあるのは「管理職手当の月額（管理職手当にあつては、湯河原町真鶴町衛生組合職員の管理職手当に関する規則附則第2項による管理職手当額の特例の適用前の額）」とする。

- 12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- 13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

（2） 湯河原町真鶴町衛生組合職員の定年等に関する条例（昭和59年湯河原町真鶴町衛生組合条例第1号）第8条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

- (3) 湯河原町真鶴町衛生組合職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 14 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第16項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 17 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 18 附則第14項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条第5項（第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第15条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第12項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 19 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和53年1月12日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

- 2 昭和52年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 3 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 切替期間において、改正前の条例第9条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第9条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第9条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第9条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第9条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第9条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和53年3月31日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 6 職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第9条又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則 (昭和53年12月18日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和53年4月1日から適用する。
（最高号給の切替え等）
- 2 昭和53年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。
（切替期間における異動者の号給等）
- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号給等の調整）
- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号給等の基礎）
- 5 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（期末手当の額の特例）
- 6 昭和53年12月に改正前の条例第18条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 7 前項の差額を加算して昭和53年12月の期末手当の支給を受けた者の昭和54年3月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の条例第18条第2項の規定にかかわらず前項の差額に相当する額（同条の規定による同月の期末手当の額が、前項の差額に満たない場合には、同条の規定による同月の期末手当の額）を同条の規定による同月の期末手当の額から差引いた額とする。
（給与の内払）
- 8 職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（期末手当については、改正後の条例第18条又は附則第6項）の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和54年12月26日条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び附則第7項の規定は、昭和55年4月1日から施行する。

2 この条例（第4条の改正規定を除く。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は昭和54年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 昭和54年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動があった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（昇給に関する経過措置）

7 昭和55年4月1日前から引き続き在職する職員のうち、同日において改正後の条例第4条第8項の規則で定める年齢を超えている職員（同日においてその者の受ける号給又は給料月額が改正前の条例第4条第4項の規則で定める年齢に達した日に受けていた号給の2号給上位の号給又はこれに準ずるものとして規則で定める号給若しくは給料月額（以下この項において「2号給上位号給等」という。）である職員及び2号給上位号給等を超えている職員を除く。）については、改正後の条例第4条第8項本文の規定にかかわらず、改正前の条例第4条第4項の規則で定める年齢を超える職員の同項又は同条第6項ただし書の規定による2号給上位号給等までの昇給の例に準じて、規則の定めるところにより、昇給させることができる。同年4月1日後に改正後の条例第4条

第8項の規則で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

(住居手当に関する経過措置)

- 8 切替期間において、改正前の条例第9条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第9条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第9条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第9条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第9条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第9条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和55年3月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払)

- 9 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和55年12月20日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和55年4月1日から適用する。（最高号給を超える給料月額切替等）
- 3 昭和55年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。（切替期間における異動者の号給等）
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、規則の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年条例第3号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員の

うち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和56年12月23日条例第6号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和56年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第8条第2項の規定及び第11条第3項の規定は、昭和57年4月1日から適用し、改正後の条例第16条第1項の規定は、昭和57年1月1日から適用する。

(行政職給料表(二)適用職員の切替)

- 3 昭和56年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、行政職給料表(二)の適用を受けていた職員(職務の等級の最高の号給及び最高の号給を超える給料月額を超える号給を受けていた職員を除く。以下「号給職員」という。)の切替日における等級並びに号給は、その職員の切替日の前日における等級並びに号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表の切替表(以下「切替表」という。)に定める等級並びに号給とする。

(旧号給を受けていた期間の通算)

- 4 前項の規定により切替日における等級並びに号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の条例第4条第4項の規定の適用については、その職員が旧号給を受けていた期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(旧号給を受けていた期間の特例)

5 号給職員のうち、その職員の旧号給が切替表に期間の定めのある号給である職員に対する切替日以降における最初の条例第4条第4項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、その職員が旧号給を受けていた期間から当該号給に対応する切替表に定める期間を減じた期間を、切替日における号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等を超える職員の切替え等)

6 切替日の前日において、改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号給及び最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

7 切替日からこの条例施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における等級号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給の基礎)

9 前6項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例の規定に従つて定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

10 切替期間において、改正前の条例第9条第1項の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第9条第1項の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第9条第1項の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第9条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第9条第1項の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第9条第1項の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第9条第1項の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和56年3月31日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日)までの間の住居手当についても同様とする。

(期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

- 11 昭和56年6月1日又は12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（期末手当にあつては改正前の条例第22条第4項の規定の適用を受けていた職員及び改正前の条例第18条第1項の規則で定める職員、勤勉手当にあつては、改正前の条例第19条第1項の規則で定める職員を除く。）を含む。）に対して昭和56年6月又は同年12月に支給された期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第18条第2項及び第19条第2項の適用については、改正後の条例第18条第2項中「受けるべき」とあるのは「湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年湯河原町真鶴町衛生組合条例第6号）による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定により受けるべきであつた」と、改正後の条例第19条第2項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべきであつた」とする。
- 12 昭和57年3月1日（以下この項において「基準日」という。）に在職する職員（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（改正後の条例第22条第4項の規定の適用を受けている職員及び改正後の条例第18条第1項の規則で定める職員を除く。）を含む。）に対して昭和57年3月に支給する期末手当に関する改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「受けるべき」とあるのは「湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年湯河原町真鶴町衛生組合条例第6号）による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定が適用されているものとした場合に、改正前の条例の規定により受けるべきこととなる」とする。
- 13 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 14 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 略

附 則（昭和58年1月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和57年6月1日から適用する。

附 則（昭和58年12月10日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年4月1日から適用する。
（最高号給等を超える職員の切替等）
- 2 昭和58年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。
（切替期間における異動者の号給等）

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和59年12月27日条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第1項及び第19条第1項の改正規定は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

（最高号給を超える職員の切替え等）

3 昭和59年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとな

る期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和60年12月25日条例第6号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第4項の改正規定は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び附則第12項から第14項までの規定は、昭和60年7月1日から適用する。ただし、改正後の条例第8条第2項の規定は、昭和60年10月1日から適用する。

（職務の級への切替）

- 3 昭和60年7月1日（以下「切替日」という。）の前日から引続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替等）

- 4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員（附則第6項に規定する職員を除く。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第2の新号給欄に定める号給とする。

- 5 前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の条例第4条第4項又は第6項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（組合長の定める職員にあつては、組合長の定める期間。以下この項において同じ。）を新号給を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において56歳に達していない職員のうち、旧号給が旧等級の最高の号給であつて新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となるものについては、その者の旧号給を受けていた期間のうち12月を超える期間は、この限りでない。
（最高号給を超える給料月額の切替え等）
- 6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合長が定める。
（切替期間における異動者の職務の級及び号給等）
- 7 切替日からこの条例の施行の日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例（附則第1項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。
（切替日前の異動者の号給等の調整）
- 8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号給等の基礎）
- 9 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
（給与の内払）
- 10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）
- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(湯河原町真鶴町衛生組合議会議員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 12 湯河原町真鶴町衛生組合議会議員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(湯河原町真鶴町衛生組合特別職の職員の給料及び旅費に関する条例の一部改正)

- 13 湯河原町真鶴町衛生組合特別職の職員の給料及び旅費に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(湯河原町真鶴町衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正)

- 14 湯河原町真鶴町衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則別表第1

職員の職務の級への切替表（附則第3項関係）

給料表	旧等級	職務の級
行政職給料表（一）	4等級	1級
	3等級	2級
	2等級	3級
	1等級	4級
行政職給料表（二）	4等級	1級
	3等級	2級
	2等級	3級
	1等級	4級

附則別表第2

職員の号給の切替表（附則第4項関係）

イ 行政職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	2	2	2	2
3	3	3	3	3
4	4	4	4	4
5	5	5	5	5
6	6	6	6	6
7	7	7	7	7
8	8	8	8	8
9	9	9	9	9
10	10	10	10	10

11	11	11	11	11
12	12	12	12	12
13	13	13	13	13
14	14	14	14	14
15	15	15	15	15
16	16	16	16	16
17	17	17	17	17
18	18	18	18	18
19	19	19	19	19
20	20	20	20	20
21	21	21	21	21
22	22	22	22	22
23	23		23	

ロ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	2	1	1	1
3	3	1	1	1
4	4	1	1	1
5	5	1	2	2
6	6	1	3	3
7	7	1	4	4
8	8	2	5	5
9	9	3	6	6
10	10	4	7	7
11	11	5	8	8
12	12	6	8	9
13	13	7	9	10
14	14	8	10	11
15	15	9	11	12
16	16	9	12	13
17	17	10	12	14
18	17	10	13	15
19	18	11	14	16
20	19	11	14	17
21	19	12	15	17
22	20	12	15	18
23	20	13	16	19
24	21	13	16	19

25	22	14	17	20
26	22			21
27	23			21
28	24			22
29	24			

附 則（昭和61年12月22日条例第6号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和61年4月1日から適用する。
（最高号給を超える給料月額の変更等）
- 3 昭和61年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。
（切替期間における異動者の号給等）
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。
（切替日前の異動者の号給等の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号給等の基礎）
- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
（給与の内払）

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和62年12月25日条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の変更等)

2 昭和62年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの条例の施行の日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号。以下「昭和54年改正条例」という。)附則第7項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

6 切替期間において、改正前の条例第9条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第9条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第9条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当につ

いては、改正後の条例第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第9条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第9条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第9条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和63年3月31日（同日前に組合長が定める事由が生じた職員にあつては、組合長が定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和63年12月20日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。
（最高号給を超える給料月額の切替え等）
- 3 昭和63年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。
（切替期間における異動者の号給等）
- 4 切替日からこの条例の施行の日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。
（切替日前の異動者の号給等の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたも

のとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成元年3月22日条例第4号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (平成元年12月21日条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成元年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 平成元年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号。以下「昭和54年改正条例」という。)附則第7項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたも

のとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成2年12月15日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。ただし、第22条第1項の改正規定及び附則第8項の規定は、平成3年1月1日から適用する。

(最高号給の切替え等)

- 2 平成2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(第5項において「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号。以下「昭和54年改正条例」という。)附則第7項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

6 切替期間において、改正前の条例第9条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第9条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第9条の規定による住居手当の額に達していないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第9条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第9条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第9条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から平成3年3月31日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日)までの住居手当についても同様とする。

(休職者の給与に関する経過措置)

7 改正後の給与条例第22条第1項の規定は、附則第1項ただし書きに規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成3年12月25日条例第5号)

(施行期日等)

1 この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成4年1月1日から施行する。

2 この条例第1条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「第1条改正条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(第1条改正条例による最高号給等の切替等)

3 平成3年4月1日(以下「第1切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の第1切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(第1条改正条例による切替期間における異動者の号給等)

- 4 第1切替日からこの条例中第1条の規定の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第1条改正条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の第1条改正条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。
（第1切替日前の異動者の号給等の調整）
- 5 第1切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の第1切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が第1切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（第1切替日前の号給等の基礎）
- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（給与の内払）
- 7 第1条改正条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正条例の規定による給与の内払とみなす。
（職務の級への切替）
- 8 この条例第2条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「第2条改正条例」という。）の規定を適用する場合において、平成4年1月1日（以下「第2切替日」という。）の前日から引続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられているものの第2切替日における職務の級は、旧級に対応する同表の第2切替日における職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、組合長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
（号給の切替等）
- 9 前項の規定により、第2切替日における職務の級を定められる職員の第2切替日の前日における号給（以下「旧号給」という。）が附則別表第2の号給の切替表（以下「切替表」という。）に掲げられている職員（次項に規定する職員を除く。）の第2切替日における号給（以下「新号給」という。）は、その者の旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。
- 10 旧号給が切替表に期間の定めのある号給である職員で、第2切替日において旧号給を受けていた期間がその者の旧号給に対応する切替表に定める期間に達しないものは、平成4年4月1日、同年7月1日、同年10月1日又は平成5年1月1日のうち、第2切替日から起算して当該期間とその者の第2切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過したこととなる日以後の直近の日とその者の旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の第2切替日から切替表の新号給欄に定める号給

を受ける日の前日までの間における給料月額は、その者の旧号給に対応する切替表の暫定給料月額の欄に定める額とする。

- 11 附則第9項の規定により新号給を定められる職員に対する第2切替日以後における最初の条例第4条第4項又は第6項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（組合長の定める職員にあっては、組合長の定める期間。以下この項において同じ。）を新号給を受ける期間に通算する。

（第2条改正条例による最高号給等の切替等）

- 12 第2切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の第2切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（旧号給等の基礎）

- 13 前5項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条改正条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（規則への委任）

- 14 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第1（附則第8項関係）

職務の級の切替表

切替日の前日において職員の属する職務の級	切替日における職務の級
1級	1級
2級	2級
	3級
3級	4級
	5級
4級	6級

附則別表第2

職員の号給の切替表（附則第9項関係）

ア 行政職給料表（一）の適用を受ける職員

区分 旧号給	1級			2級			3級			4級			5級			6級		
	新号給	期間	暫定給料月額															
1			円			円			円			円			円			円
2				2														
3	2			3														
4	3			4														
5	4			5												1	3	
6	5			6												2	6	276,300

7	6		7						1	3					3	6	285,1 00
8	7		8			1	6	193,0 00	2	12	238,1 00				4	6	294,2 00
9	8		9			2	6	200,4 00	3	6	246,0 00	1	6	246,0 00	5	9	303,3 00
10	9		10			3	9	207,6 00	4	6	253,9 00	2	9	253,9 00	6	9	312,8 00
11	10		11			4	12	214,7 00	5	9	261,7 00	3	12	261,7 00	7	9	322,4 00
12	11		12			4	3		6	9	269,4 00	3			8	9	332,0 00
13	12		13	6	226,8 00	5	6	226,8 00	7	12	277,1 00	4			9	9	341,5 00
14	13		14	9	232,6 00	6	12	232,6 00	7			5	3		10	12	350,7 00
15	14		15	12	238,3 00	6			8	3		6	6	292,0 00	10		
16	15		15	3		7	6	243,8 00	9	6	299,3 00	7	12	299,3 00	11	6	365,9 00
17	16		16	9	249,0 00	8	12	249,0 00	10	12	305,9 00	7			12	12	372,3 00
18			17	12	254,0 00	8	3		10			8	9	312,3 00	12	6	376,9 00
19			17	6	258,9 00	9	12	258,9 00	11	12	316,9 00	9	12	316,9 00	13	12	381,3 00
20			18	12	263,4 00	9			11	3		9	12	321,0 00	13	9	385,6 00
21			18	6	267,2 00	10	12	267,2 00	12	12	325,0 00	9	3		14	12	389,9 00
22			19	12	270,8 00	10	3		12	12	327,9 00	10	12	327,9 00	14	12	394,0 00
23			19	12	273,7 00	11	12	273,7 00	12	3		10	12	330,8 00	14	3	
24			19			11	12	276,5 00	13	12	333,6 00	10	6	333,6 00	15	12	401,4 00
25						11			13	12	336,5 00	11	12	336,5 00			
26						12	12	281,9 00	13	6	339,5 00	11	12	339,5 00			
27						12	12	284,4	14	12	342,4	11	9	342,4			

									00			00			00		
28							12	3		14	12	345,200	12	12	345,200		
29							13	12	289,300	14	12	347,600	12	12	347,600		
30							13	12	291,700	14	3		12	12	350,000		

イ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員

区分 旧号 給	1級			2級			3級			4級		
	新号 給	期間	暫定給料 月額									
1	1		円	1		円			円			円
2	2			2								
3	3			3								
4	4			4			1					
5	5			5			2					
6	6			6	3		3					
7	7			7	3		4					
8	8			8	6	184,300	5					
9	9			9	9	189,000	6			1	6	228,500
10	10			10	12	193,800	7	3		2	9	234,000
11	11			10			8	6	221,100	3	12	239,000
12	12			11	3		9	12	226,200	4	12	244,000
13	13			12	9	208,100	9			4	9	249,000
14	14			13	12	212,600	10	3		5	12	254,000
15	15			13			11	6	240,900	5	3	
16	16			14	3		12	9	245,600	6	12	264,100
17	17	3		15	9	225,000	13	12	250,500	6		
18	18	9	173,300	16	12	228,700	13			7	12	272,900
19	19	12	177,200	16	6	232,400	14			7		
20	19			17	12	235,000	15	9	264,200	8	12	280,200
21	20	12	184,200	17	6	237,300	16	12	267,400	8	3	
22	20			18	12	239,600	16	6	270,400	9	12	286,800
23	21	12	189,600	18	12	241,800	17	12	273,000	9	12	289,800
24	21			18			17	9	275,600	9		
25	22	12	195,100	19	12	246,000	18	12	278,000	10	12	295,700
26	22	3		19	3		18	12	280,400	10	12	298,300
27	23	12	200,100	20	12	250,300	18	3		10	3	
28	23	12	202,200	20	6	252,500	19	12	285,100	11	12	303,100

29	23			21	12	254,600	19	6	287,400	11	12	305,300
30	24	12	206,500	21	12	256,600	20	12	289,600			
31	24	9	208,600	21	3		20	12	291,600			
32	25	12	210,600	22	12	260,400						

附 則（平成4年12月25日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。ただし、第16条第1項の改正規定は平成5年1月1日から施行する。

（最高号給の切替え等）

- 2 平成4年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過措置）

- 6 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨（第1号に該当する者にあつてはその者が職員となった日において、第2号に該当する者にあつては切替日において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者になった

日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がなく、かつ、改正前の条例第6条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

(1) 切替期間において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の条例第6条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの

(2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった者

(3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者

(4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であった者

(5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第7条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があった職員であって、切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、その配偶者がいない職員となった日に改正前の条例第6条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの

(6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第6条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの

7 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第7条第2項及び第3項の規定の運用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号。以下「改正条例」という。）附則第6項の規定による届出に」と、「同項第2号」とあるのは「前項第2号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第6項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第3項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第6項」と、「同項第2号」とあるのは「第1項第2号」と、「（扶養親族たる子、父母等で同項）」とあるのは「（扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第6項）」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第1項又は改正条例附則第6項」とする。

8 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第7条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第2項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは、「湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例（平成4年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号）の施行の日から30日」とする。

- (1) 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
- (2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
- (3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第6条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合
(住居手当に関する経過措置)

9 切替期間において、改正前の条例第9条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第9条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第9条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第9条の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第9条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第9条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成5年3月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。
(給与の内払)

10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成5年12月28日条例第2号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条及び第14条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(最高号給の切替え等)

3 平成5年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成6年12月20日条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。

（最高号給の切替え等）

2 平成6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

6 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成7年12月26日条例第4号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の3及び第7条の4の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成7年4月1日から適用する。

(最高号給の切替え等)

3 平成7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成8年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

7 施行日から平成8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず、改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成8年12月24日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(最高号給の切替え等)

2 平成8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成9年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 6 施行日から平成9年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず、改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成9年3月21日条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月22日条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成9年4月1日から適用する。

(最高号給の切替え等)

- 2 平成9年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたも

のとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成10年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 6 施行日から平成10年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず、改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成10年12月22日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第6条第4項、第7条の5第2項及び別表の規定は、平成10年4月1日から適用する。

(最高号給の切替え等)

- 2 平成10年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたも

のとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成11年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 6 施行日から平成11年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず、改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成11年12月22日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、平成11年4月1日から適用する。

- 2 平成12年3月に支給される期末手当については、第15条第2項の規定にかかわらず、「100分の55」とあるのは「100分の25」とする。

(最高号給の切替え等)

- 3 平成11年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号給等の基礎)
- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)
- 7 施行日から平成12年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず、改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則 (平成12年12月25日条例第2号)
(施行期日等)
- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第3項の規定は、平成12年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(期末手当の特例)
- 4 平成13年3月に支給する期末手当に関する第15条第2項の適用については、「100分の55」とあるのは「100分の35」とする。
附 則 (平成13年12月21日条例第1号)
(施行期日等)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定は、平成13年4月1日から適用する。
(期末手当の特例)

- 2 第1条中平成14年3月に支給する期末手当に関する改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第15条第2項の適用については、「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。

附 則（平成14年12月20日条例第3号）抄
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日の属する翌月の初日（公布の日が初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条並びに附則第6項、第8項及び第9項の規定は平成15年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づく規則に従って定められたものでなければならない。

（平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成15年3月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、この条例の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第15条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- （1）平成15年3月1日（期末手当について改正後の条例第15条第1項後段又は第17条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）

について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額（継続在職期間において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について規則で定める給料月額）並びに改正後の給与条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与条例第15条第2項の規定の適用については、同項の規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同条例第15条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同条例第15条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同条例第15条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同条例第15条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。
（規則への委任）

7 附則第2項から前項までに定められるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（湯河原町真鶴町衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等）

8 湯河原町真鶴町衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年湯河原町真鶴町衛生組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成15年12月1日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成15年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第15条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(給与条例第7条の5第2項に規定する規則で定める額を除く。)の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(規則への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成16年3月3日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第2号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月1日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第15条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第8項まで又は第17条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、その新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当(給与条例第7条の5第2項に規定する規則で定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成18年2月28日条例第2号)

改正 平成19年3月23日条例第2号
平成21年12月9日条例第5号
平成22年11月30日条例第3号
平成23年12月6日条例第2号
平成24年3月1日条例第1号

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(組合長の定める職員にあっては、組合長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第4条及び第5条 削除

(規則への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(湯河原町真鶴町衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 湯河原町真鶴町衛生組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則別表

1 行政職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	4	1	1	1	1
	12月以上	5	1	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	1	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	1	6	2	1	1	1

	6月以上9月未満	7	1	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	1	8	4	1	1
	12月以上	9	1	9	5	1	1
4	3月未満	9	1	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	2	10	6	2	1
	6月以上9月未満	11	3	11	7	3	1
	9月以上12月未満	12	4	12	8	4	1
	12月以上	13	5	13	9	5	1
5	3月未満	13	5	13	9	5	1
	3月以上6月未満	14	6	14	10	6	2
	6月以上9月未満	15	7	15	11	7	3
	9月以上12月未満	16	8	16	12	8	4
	12月以上	17	9	17	13	9	5
6	3月未満	17	9	17	13	9	5
	3月以上6月未満	18	10	18	14	10	6
	6月以上9月未満	19	11	19	15	11	7
	9月以上12月未満	20	12	20	16	12	8
	12月以上	21	13	21	17	13	9
7	3月未満	21	13	21	17	13	9
	3月以上6月未満	22	14	22	18	14	10
	6月以上9月未満	23	15	23	19	15	11
	9月以上12月未満	24	16	24	20	16	12
	12月以上	25	17	25	21	17	13
8	3月未満	25	17	25	21	17	13
	3月以上6月未満	26	18	26	22	18	14
	6月以上9月未満	27	19	27	23	19	15
	9月以上12月未満	28	20	28	24	20	16
	12月以上	29	21	29	25	21	17
9	3月未満	29	21	29	25	21	17
	3月以上6月未満	30	22	30	26	22	18
	6月以上9月未満	31	23	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	24	32	28	24	20
	12月以上	33	25	33	29	25	21
10	3月未満	33	25	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	26	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	27	35	31	27	23
	9月以上12月未満	36	28	36	32	28	24
	12月以上	37	29	37	33	29	25
11	3月未満	37	29	37	33	29	25
	3月以上6月未満	38	30	38	34	30	26

	6 月以上 9 月未満	39	31	39	35	31	27
	9 月以上12月未満	40	33	40	36	32	28
	12月以上	41	34	41	37	33	29
12	3 月未満	41	34	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	42	35	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	43	37	43	39	35	31
	9 月以上12月未満	44	38	44	40	36	32
	12月以上	45	40	45	41	37	33
13	3 月未満	45	40	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	46	41	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	47	42	47	43	39	35
	9 月以上12月未満	48	44	48	44	40	36
	12月以上	49	45	49	45	41	37
14	3 月未満	49	45	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未満	50	47	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未満	51	49	51	47	43	39
	9 月以上12月未満	52	50	52	48	44	40
	12月以上	53	52	53	49	45	41
15	3 月未満	53	52	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未満	54	53	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	51	47	43
	9 月以上12月未満	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	58	57	53	49	45
16	3 月未満	57	58	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未満	57	60	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未満	57	62	59	55	51	47
	9 月以上12月未満	57	64	60	56	52	48
	12月以上	57	66	61	57	53	49
17	3 月未満		66	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未満		68	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未満		71	63	59	55	51
	9 月以上12月未満		74	64	60	56	52
	12月以上		77	65	61	57	53
18	3 月未満		77	65	61	57	53
	3 月以上 6 月未満		82	66	62	58	54
	6 月以上 9 月未満		87	67	63	59	55
	9 月以上12月未満		92	68	64	60	56
	12月以上		98	69	65	61	57
19	3 月未満		98	69	65	61	57
	3 月以上 6 月未満		98	70	66	62	58

	6 月以上 9 月未滿		98	71	67	63	59
	9 月以上12月未滿		98	72	68	64	60
	12月以上		98	73	69	65	61
20	3 月未滿			73	69	65	61
	3 月以上 6 月未滿			74	70	66	62
	6 月以上 9 月未滿			75	71	67	63
	9 月以上12月未滿			76	72	68	64
	12月以上			77	73	69	65
21	3 月未滿			77	73	69	65
	3 月以上 6 月未滿			78	74	70	66
	6 月以上 9 月未滿			79	75	71	67
	9 月以上12月未滿			80	76	72	68
	12月以上			81	77	73	69
22	3 月未滿			81	77	73	69
	3 月以上 6 月未滿			82	78	74	70
	6 月以上 9 月未滿			83	79	75	71
	9 月以上12月未滿			84	80	76	72
	12月以上			85	81	77	73
23	3 月未滿			85	81	77	73
	3 月以上 6 月未滿			86	82	78	74
	6 月以上 9 月未滿			87	83	79	75
	9 月以上12月未滿			88	84	80	76
	12月以上			89	85	81	77
24	3 月未滿			89	85	81	77
	3 月以上 6 月未滿			90	86	82	78
	6 月以上 9 月未滿			91	87	83	79
	9 月以上12月未滿			92	88	84	80
	12月以上			93	89	85	81
25	3 月未滿			93	89	85	81
	3 月以上 6 月未滿			94	90	86	82
	6 月以上 9 月未滿			95	91	87	83
	9 月以上12月未滿			96	92	88	84
	12月以上			97	93	89	85
26	3 月未滿			97	93	89	85
	3 月以上 6 月未滿			98	94	90	86
	6 月以上 9 月未滿			99	95	91	87
	9 月以上12月未滿			100	96	92	88
	12月以上			101	97	93	89
27	3 月未滿			101	97	93	89
	3 月以上 6 月未滿			102	98	94	90

	6月以上9月未満			103	99	95	91
	9月以上12月未満			104	100	96	92
	12月以上			105	101	97	93
28	3月未満			105	101	97	93
	3月以上6月未満			106	102	97	94
	6月以上9月未満			107	103	97	95
	9月以上12月未満			108	104	97	96
	12月以上			109	105	97	97
29	3月未満			109	105		97
	3月以上6月未満			110	105		97
	6月以上9月未満			111	105		97
	9月以上12月未満			112	105		97
	12月以上			113	105		97
30	3月未満			113			
	3月以上6月未満			114			
	6月以上9月未満			115			
	9月以上12月未満			116			
	12月以上			117			
31	3月未満			117			
	3月以上6月未満			118			
	6月以上9月未満			119			
	9月以上12月未満			120			
	12月以上			121			

2 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級
1	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1	1

	12月以上	1	1	1	1
4	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1
5	3月未満	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	1	1	1
	6月以上9月未満	7	1	1	1
	9月以上12月未満	8	1	1	1
	12月以上	9	1	1	1
6	3月未満	9	1	1	1
	3月以上6月未満	10	2	1	2
	6月以上9月未満	11	3	1	3
	9月以上12月未満	12	4	1	4
	12月以上	13	5	1	5
7	3月未満	13	5	1	5
	3月以上6月未満	14	6	1	6
	6月以上9月未満	15	7	1	7
	9月以上12月未満	16	8	1	8
	12月以上	17	9	1	9
8	3月未満	17	9	1	9
	3月以上6月未満	18	10	1	10
	6月以上9月未満	19	11	1	11
	9月以上12月未満	20	12	1	12
	12月以上	21	13	1	13
9	3月未満	21	13	1	13
	3月以上6月未満	22	14	1	14
	6月以上9月未満	23	15	2	15
	9月以上12月未満	24	16	3	16
	12月以上	25	17	4	17
10	3月未満	25	17	5	17
	3月以上6月未満	26	18	6	18
	6月以上9月未満	27	19	7	19
	9月以上12月未満	28	20	8	20
	12月以上	29	21	9	21
11	3月未満	29	21	9	21
	3月以上6月未満	30	22	10	22
	6月以上9月未満	31	23	11	23
	9月以上12月未満	32	24	12	24

	12月以上	33	25	13	25
12	3月未滿	33	25	13	25
	3月以上6月未滿	34	26	14	26
	6月以上9月未滿	35	27	15	27
	9月以上12月未滿	36	28	16	28
	12月以上	37	29	17	29
13	3月未滿	37	29	17	29
	3月以上6月未滿	38	30	18	30
	6月以上9月未滿	39	31	19	31
	9月以上12月未滿	40	32	20	32
	12月以上	41	33	21	33
14	3月未滿	41	33	21	33
	3月以上6月未滿	42	34	22	34
	6月以上9月未滿	43	35	23	35
	9月以上12月未滿	44	36	24	36
	12月以上	45	37	25	37
15	3月未滿	45	37	25	37
	3月以上6月未滿	46	38	26	38
	6月以上9月未滿	47	39	27	39
	9月以上12月未滿	48	40	28	40
	12月以上	49	41	29	41
16	3月未滿	49	41	29	41
	3月以上6月未滿	50	42	30	42
	6月以上9月未滿	51	43	31	43
	9月以上12月未滿	52	44	32	44
	12月以上	53	45	33	45
17	3月未滿	53	45	33	45
	3月以上6月未滿	54	46	34	46
	6月以上9月未滿	55	47	35	47
	9月以上12月未滿	56	48	36	48
	12月以上	57	49	37	49
18	3月未滿	57	49	37	49
	3月以上6月未滿	58	50	38	50
	6月以上9月未滿	59	51	39	51
	9月以上12月未滿	60	52	40	52
	12月以上	61	53	41	53
19	3月未滿	61	53	41	53
	3月以上6月未滿	62	54	42	54
	6月以上9月未滿	63	55	43	55
	9月以上12月未滿	64	56	44	56

	12月以上	65	57	45	57
20	3月未満	65	57	45	57
	3月以上6月未満	66	58	46	58
	6月以上9月未満	67	59	47	59
	9月以上12月未満	68	60	48	60
	12月以上	69	61	49	61
21	3月未満	69	61	49	61
	3月以上6月未満	70	62	50	62
	6月以上9月未満	71	63	51	63
	9月以上12月未満	72	64	52	64
	12月以上	73	65	53	65
22	3月未満	73	65	53	65
	3月以上6月未満	74	66	54	66
	6月以上9月未満	75	67	55	67
	9月以上12月未満	76	68	56	68
	12月以上	77	69	57	69
23	3月未満	77	69	57	69
	3月以上6月未満	78	70	58	70
	6月以上9月未満	79	71	59	71
	9月以上12月未満	80	72	60	72
	12月以上	81	73	61	73
24	3月未満	81	73	61	73
	3月以上6月未満	82	74	62	74
	6月以上9月未満	83	75	63	75
	9月以上12月未満	84	76	64	76
	12月以上	85	77	65	77
25	3月未満	85	77	65	77
	3月以上6月未満	86	78	66	78
	6月以上9月未満	87	79	67	79
	9月以上12月未満	88	80	68	80
	12月以上	89	81	69	81
26	3月未満	89	81	69	81
	3月以上6月未満	90	82	70	82
	6月以上9月未満	91	83	71	83
	9月以上12月未満	92	84	72	84
	12月以上	93	85	73	85
27	3月未満	93	85	73	85
	3月以上6月未満	94	86	74	86
	6月以上9月未満	95	87	75	87
	9月以上12月未満	96	88	76	88

	12月以上	97	89	77	89
28	3月未満	97	89	77	89
	3月以上6月未満	98	90	78	90
	6月以上9月未満	99	91	79	91
	9月以上12月未満	100	92	80	92
	12月以上	101	93	81	93
29	3月未満	101	93	81	93
	3月以上6月未満	102	94	82	93
	6月以上9月未満	103	95	83	93
	9月以上12月未満	104	96	84	93
	12月以上	105	97	85	93
30	3月未満	105	97	85	
	3月以上6月未満	106	98	86	
	6月以上9月未満	107	99	87	
	9月以上12月未満	108	100	88	
	12月以上	109	101	89	
31	3月未満	109	101	89	
	3月以上6月未満	110	102	89	
	6月以上9月未満	111	103	89	
	9月以上12月未満	112	104	89	
	12月以上	113	105	89	
32	3月未満	113	105		
	3月以上6月未満	113	105		
	6月以上9月未満	113	105		
	9月以上12月未満	113	105		
	12月以上	113	105		

附 則（平成18年9月29日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（規則への委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成19年12月4日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条第2項第1号の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。
（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 平成19年4月1日から第1条の規定の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、組合長の定めるところによる。
（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）
- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 5 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）
- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則（平成21年3月18日条例第2号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
（規則への委任）
- 3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則（平成21年5月28日条例第3号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成21年12月9日条例第5号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成22年4月1日から施行する。
（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第1条による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第15条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第4項から第8項まで若しくは第17条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条の2に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で、任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（給与条例第7条の5第2項に規定する規則で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表（一）	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
行政職給料表（二）	1級	1号給から72号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成22年6月29日条例第2号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成22年11月30日条例第3号）
（施行期日）

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、第1条による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第15条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第4項から第8項まで又は第17条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第17条の2に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で、任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当(給与条例第7条の5第2項に規定する規則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表(一)	1級	1号給から57号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
行政職給料表(二)	1級	1号給から112号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から36号給まで
	4級	1号給から20号給まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）
- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第34項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
（規則への委任）
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
（湯河原町真鶴町衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 5 湯河原町真鶴町衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年湯河原町真鶴町衛生組合条例第1号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）
- 6 湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成6年湯河原町真鶴町衛生組合条例第2号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
- 附 則（平成23年3月14日条例第1号）
この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則（平成23年12月6日条例第2号）
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例は、平成23年12月1日から適用する。
（55歳を超える職員の昇給の号給数に係る経過措置）
- 2 第1条による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第4条第5項の規定は、昭和29年4月2日以降生まれの職員に適用し、昭和29年4月1日以前生まれの職員は、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第4条第5項の規定を適用する。
（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 3 平成23年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第15条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第4項から第8項まで又は第17条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条の2に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で、任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当（給与条例第7条の5第2項に規定する規則で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表（一）	1級	1号給から57号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで
行政職給料表（二）	1級	1号給から113号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
 （規則への委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成24年3月1日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月29日条例第2号）

この条例中第1条の規定は平成25年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月29日条例第7号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第7条の4第3項第2号、別表第1及び別表第2の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第7条の4第3項第2号、別表第1及び別表第2の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成27年3月27日条例第1号)

改正 平成28年3月9日条例第1号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第7項に規定する特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

(平成28年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

- 3 切替日から平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与条例第7条の5第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。

附 則 (平成28年3月9日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第16条第2項第1号及び第2号、別表第1並びに別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の湯河原町

真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例及び湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成27年改正条例附則第2項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第2項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第2項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

附 則（平成29年3月2日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第6条第3項及び第7条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは、「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

附 則（平成30年3月5日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号。以下この項において「平成28年改正条例」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後の給与条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第2項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成30年12月7日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第17条第3項の改正規定を除く。第4項において同じ。）による改正後の同条例（第4項において「第1条改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（休職者の給与に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第17条第3項の規定により支給を受けている休職者は、改正後の第17条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（給与の内払）

- 4 第1条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例及び湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第2項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年6月21日条例第2号）

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月5日条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第15条第1項及び第4項の改正規定、同条例第15条の2第2号の改正規定、同条例第16条第1項及び第2項第1号の改正規定（「、若しくは失職し」を削る部分に限る。）並びに同条例第17条第5項の改正規定 令和元年12月14日
 - (2) 第2条及び第4条の規定並びに附則第4項及び第5項 令和2年4月1日
- 2 第1条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用

等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第7条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下この項において「第2条改正後の給与条例」という。）第7条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（1） 第2条改正後の給与条例第7条の3第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（2） 旧手当額から第2条改正後の給与条例第7条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和2年11月20日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月30日条例第5号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は改正前の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与若しくは報酬は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与若しくは報酬の内払とみなす。

附 則（令和4年12月7日条例第6号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（暫定再任用職員についての湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の適用に関する経過措置）

第12条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下この条及び附則第14条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第2条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第13条 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下この条、次条及び附則第15条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の

規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に第5条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第14条 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第3項、第16条第2項第2号及び第16条の3の規定を適用する。

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第7条の4第3項第2号、第10条第3項の規定を適用する。

附 則（令和5年11月30日条例第5号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条及び第6条（別表第1の改正規定を除く。）の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第4条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第6条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第1の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第4条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第6条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与若しくは報酬は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与若しくは報酬の内払とみなす。

附 則（令和6年11月29日条例第2号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は改正前の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与若しくは報酬は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与若しくは報酬の内払とみなす。

附 則（令和7年3月11日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
（罰則の適用等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
（人の資格に関する経過措置）
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑

に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第15条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則(令和7年3月11日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第2までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び組合長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第6条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは「
(5) 心身に著しい障害がある者
(6) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
(規則への委任)
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則別表（附則第2項関係）

1 行政職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20

33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60

73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	74
87	83	79	79	75
88	84	80	80	76
89	85	81	81	77
90	86	82	82	78
91	87	83	83	79
92	88	84	84	80
93	89	85	85	81
94	90	87	86	82
95	91	88	87	83
96	92	89	88	84
97	93	90	89	85
98	94	91		
99	95	92		
100	96	93		
101	97	94		
102	98	95		
103	99	96		
104	100	97		
105	101	98		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			

113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			

2 行政職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20

29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	33	37	37	33
42	34	38	38	34
43	35	39	39	35
44	36	40	40	36
45	37	41	41	37
46	38	42	42	38
47	39	43	43	39
48	40	44	44	40
49	41	45	45	41
50	42	46	46	42
51	43	47	47	43
52	44	48	48	44
53	45	49	49	45
54	46	50	50	46
55	47	51	51	47
56	48	52	52	48
57	49	53	53	49
58	50	54	54	50
59	51	55	55	51
60	52	56	56	52
61	53	57	57	53
62	54	58	58	54
63	55	59	59	55
64	56	60	60	56
65	57	61	61	57
66	58	62	62	58
67	59	63	63	59
68	60	64	64	60

69	61	65	65	61
70	62	66	66	62
71	63	67	67	63
72	64	68	68	64
73	65	69	69	65
74	66	70	70	66
75	67	71	71	67
76	68	72	72	68
77	69	73	73	69
78	70	74	74	70
79	71	75	75	71
80	72	76	76	72
81	73	77	77	73
82	74	78	78	74
83	75	79	79	75
84	76	80	80	76
85	77	81	81	77
86	78	82	82	78
87	79	83	83	79
88	80	84	84	80
89	81	85	85	81
90	82	86	86	82
91	83	87	87	83
92	84	88	88	84
93	85	89	89	85
94	86	90	90	
95	87	91	91	
96	88	92	92	
97	89	93	93	
98	90	94	94	
99	91	95	95	
100	92	96	96	
101	93	97	97	
102	94	98	98	
103	95	99	99	
104	96	100	100	
105	97	101	101	
106	98		102	
107	99		103	
108	100		104	

109	101		105	
110	102		106	
111	103		107	
112	104		108	
113	105		109	

附 則（令和7年12月1日条例第7号）抄
（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第7条の4第3項、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は改正前の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与、報酬若しくは費用弁償は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与、報酬若しくは費用弁償の内払とみなす。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）

（単位 円）

職員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300

用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800

46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	

86	266,200	305,800	355,700	397,100	409,200	
87	266,500	306,100	356,100	397,500	409,600	
88	266,800	306,400	356,500	398,100	410,000	
89	267,100	306,700	356,700	398,700	410,400	
90	267,400	307,000	357,100	399,200	410,800	
91	267,700	307,300	357,500	399,600	411,300	
92	268,000	307,600	357,900	400,200	411,800	
93	268,300	307,800	358,100	400,800	412,400	
94		308,000	358,400	401,300	412,900	
95		308,300	358,800	401,700	413,300	
96		308,700	359,100	402,200	413,700	
97		308,900	359,400	402,700	414,100	
98		309,200	359,800	403,300		
99			360,200	403,600		
100			360,600	404,000		
101			361,100	404,300		
102			361,500	404,700		
103			361,900	405,000		
104			362,300	405,300		
105			362,800	405,600		
106			363,200			
107			363,500			
108			363,800			
109			364,200			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	161,800	200,300	227,800	258,700	269,500	290,100

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
別表第2（第3条関係）
行政職給料表（二）

（単位 円）

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	198,200	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	282,400	306,000	352,400
	34	240,400	283,100	306,400	353,300
	35	241,200	293,800	306,900	354,100

36	242,000	284,400	307,400	355,000
37	242,700	285,000	307,900	355,900
38	243,400	285,700	308,500	356,900
39	244,100	286,300	309,100	357,900
40	244,900	286,800	309,800	358,800
41	245,600	287,200	310,300	359,700
42	246,400	287,700	310,800	360,600
43	247,100	288,100	311,400	361,500
44	247,800	288,500	311,900	362,300
45	248,400	289,000	312,400	363,100
46	249,100	289,500	312,900	363,900
47	249,500	290,000	313,500	364,700
48	250,000	290,300	314,100	365,400
49	250,400	290,700	314,700	366,100
50	250,900	291,100	315,400	366,900
51	251,300	291,500	316,100	367,700
52	251,800	292,000	316,800	368,300
53	252,200	292,300	317,400	369,000
54	252,500	292,700	318,100	369,600
55	252,800	293,200	318,700	370,300
56	253,100	293,700	319,300	371,000
57	253,400	294,100	319,900	371,600
58	253,900	294,700	320,600	372,100
59	254,400	295,200	321,300	372,600
60	254,800	295,800	321,900	373,100
61	255,300	296,400	322,400	373,500
62	255,800	296,900	322,900	373,900
63	256,300	297,500	323,500	374,500
64	256,700	298,000	324,100	375,100
65	257,100	298,500	324,700	375,600
66	257,400	299,000	325,100	376,200
67	257,900	299,500	325,500	376,700
68	258,400	300,000	326,000	377,300
69	258,800	300,400	326,300	378,300
70	259,200	300,800	326,800	379,100
71	259,700	301,200	327,300	379,800
72	260,100	301,600	327,700	380,500
73	260,500	302,000	327,900	380,900
74	260,900	302,300	328,200	381,600
75	261,300	302,700	328,400	382,300

76	261,800	303,100	328,700	382,800
77	262,100	303,500	329,000	383,300
78	262,400	303,900	329,300	384,100
79	262,800	304,300	329,600	384,800
80	263,200	304,700	329,800	385,300
81	263,500	305,000	330,000	385,800
82	263,900	305,500	330,300	386,500
83	264,300	305,900	330,600	387,000
84	264,600	306,400	330,800	387,600
85	264,900	306,700	331,000	388,100
86	265,300	307,200	331,200	388,900
87	265,600	307,700	331,500	389,600
88	265,900	308,000	331,800	390,100
89	266,300	308,400	332,000	390,600
90	266,600	308,900	332,300	391,300
91	266,900	309,400	332,600	391,800
92	267,200	309,900	332,800	392,400
93	267,500	310,200	333,000	392,900
94	267,800	310,600	333,300	
95	268,100	311,000	333,600	
96	268,400	311,500	333,800	
97	268,700	311,900	334,000	
98	268,900	312,300	334,100	
99	269,200	312,600	334,500	
100	269,500	312,900	334,900	
101	269,700	313,200	335,200	
102	269,900	313,600	335,600	
103	270,200	313,900	336,000	
104	270,500	314,300	336,400	
105	270,700	314,600	336,700	
106	270,900		337,100	
107	271,200		337,400	
108	271,500		337,800	
109	271,700		338,000	
110	271,900		338,400	
111	272,200		338,700	
112	272,500		339,100	
113	272,700		339,300	
定 年	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	206,200	217,300	224,300	235,900

前再任用短時間勤務職員				
-------------	--	--	--	--

備考 この給料表は、自動車の運転、清掃業務、庁務員及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

等級別基準職務表

1 行政職給料表（一）の適用を受ける職員

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	係長又は主査の職務
5級	副課長又は主幹の職務
6級	所長、課長又は担当課長の職務

2 行政職給料表（二）の適用を受ける職員

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務
3級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務
4級	特に高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務